

広島県立歴史民俗資料館博物館実習実施要項

1 趣 旨

博物館法施行規則第1条の規定に基づく、学芸員資格の取得に必要な実習の機会を提供することにより、博物館に関わる人材育成に資するとともに博物館活動の普及を行うことを目的とする。

2 対 象

次の(1)～(3)の全てに該当する者とする。

(1) 大学（短大・大学院を含む。）（以下「大学」という。）において、博物館法施行規則第1条の規定に基づく科目のうち、博物館実習以外の科目の単位を修得した者または修得見込みの者。

(2) 当館が定める博物館実習全日程において、実習可能な者。

(3) 広島県内の出身者又は県内の大学等に在籍する者。

なお、博物館実習を希望する者（以下「実習希望者」という。）の所属学部・学科や専攻は問わないものとするが、実習希望者が定員を超えた場合は、歴史学、民俗学、考古学等、当館の専門性と一致する者を優先するものとする。

3 定 員

5名程度とする。

ただし、同一大学の実習希望者は3名までとする。

4 実習期間

期間は、7月から8月の一週間程度とする。

5 実習内容

博物館資料の調査研究、保存管理、展示公開、教育普及活動に係る講義と実習（詳細は別途定める。）

6 申し込み

実習希望者は、大学を通して次の書類を提出すること。

(1) 博物館実習受講依頼文（別紙1）

（実習希望者の博物館に関する単位習得状況を記載した書面を添付のこと。）

(2) 博物館実習希望者調書（別紙2）

(3) 返信用封筒（返信先を明記し、定形郵便物 50g以内の料金相当分の切手を添付すること。）

7 受付期間

博物館実習実施年度の4月末日までとする。（郵送の場合は当日17時必着とする。）

8 審査

実習希望者の受講の可否について審査し、6月末を目途に、結果を大学あてに通知する。

9 費用

実習費は無料とする。ただし、実習材料費等の実費を徴収する場合がある。

10 その他

(1) 実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、無断欠席並びに服装等の不備等）があった場合、実習を取り消すことがある。

(2) 対物・対人保険を含め、大学もしくは実習生があらかじめ加入しておくものとし、事故等が生じた場合は、実習生及び所属大学でその責任を負うものとする。

(3) 実習終了後8月末を目途に、実習生の勤務態度など、大学における実習生の評価に資する意見を送付する。

(4) この要項に定めるもののほか、博物館実習の実施に関して必要な事項は、館長が定め

る。

(別紙1)

令和 年 月 日

広島県立歴史民俗資料館長様

大 学 名

代表者・職氏名

博物館実習の受け入れについて (依頼)

次の者が、貴館での博物館実習を希望していますので、受け入れていただくようお願いいたします。

1 実習希望者

番号	氏名	学部 (研究科)	学科 (専攻)	学年 (課程)	備考
1					
2					
3					

注) 実習希望者の博物館に関する単位習得状況は、別紙とし、大学所定様式も可とします。

2 連絡先

住 所	〒 ー		
担 当 者	所 属		
	職氏名		
電話番号		FAX 番号	

(別紙2)

審査結果
受講 (可・否)

受付番号	令和	年度—
受付年月日	令和	年 月 日

博物館実習希望者調書

ふりがな 氏名		
所属大学等 (学部・学科・専攻・学年)	() 学部 () 学科 () 専攻 年	
現住所	〒 —	電話番号
帰省先住所 (実習中)	〒 —	電話番号
研究テーマ (題目・内容を詳細に記述)		
当館で博物館実習 を受講したい理由		
当館の博物館実習 で学びたいこと		

※受講希望者において太枠内を記載すること。